

感染症の登園基準

学校保健法より

症状がひどい場合、必ずお休みさせていただきます。医療機関を受診し、医師の意見を聞いた上で登園してください。

◆医師の診断を受け、治癒するまで経過観察が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|--------------|----------------------------------|---|
| ◆麻疹(はしか) | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| ◆インフルエンザ | 症状がある期間(発症前24時間から発病後3日が感染力が高い) | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。 |
| ◆風しん | 発疹出現の前7日から後7日くらい | 発疹が消失してから |
| ◆水ぼうそう | 発疹出現1～2日前からゆ痂皮形成まで | すべての発疹が痂皮してから |
| ◆おたふくかぜ | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 腫脹が出現後5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| ◆結核 | | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| ◆プール熱 | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| ◆流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 結膜炎症状が消失してから |
| ◆百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌薬治療の完了まで |
| ◆腸管出血性大腸菌感染症 | | 症状消失、かつ抗菌薬治療終了後48時間をあけて連続2回の検便が菌陰性であること |
| ◆急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される。 | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |

◆医師の診察を受け、登園の指示を受けるのが望ましい感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|--------------|-------------------------------|---------------------------------|
| ◆溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| ◆マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| ◆手足口病 | 手足や口腔内に水疱 潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱 潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。 |
| ◆伝染性紅斑(リンゴ病) | 発疹出現前の1週間前 | 全身状態が良いこと |
| ◆ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄している) | 発熱や口腔内の水疱 潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ◆RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| ◆帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発疹が痂皮してから |

* その他の感染症についても、必ず主治医の診断を受け、登園の指示を仰いで下さい。

キ リ ト リ

登園判定書

わかくさ 保育園 園長殿

(提出) 年 月 日

組 入所児童氏名 _____

病名 _____

上記、園児は主要症状が回復し、他児へ感染させるリスクが低く、集団生活をする上で支障がないと認めましたので、登園可能とを判断します。

(記入) 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印 又はサイン